

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大田原市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大田原地域

(1) 現状

本地域は、大半が比較的平坦な地形で農業生産基盤の整備も進んできているが、一部に作業効率の悪い中山間地域が存在している。平坦地においては、高能率機械の導入等による生産体制の確立を図るため、農用地の利用集積を推進している。また、都市化の進展が進む地域と接している地区においては、その条件を生かした体験農場や市民農園などの多用途利用も進められている。中山間地域における農業経営が圧迫している農家については、集落営農や利用組合等を活用した農業の協同化が求められる。

経営規模の大きい農家も多数存在することから、効果的な農業生産の確立と共に、生態系に配慮した農用地の管理を行う必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 湯津上地域

(1) 現状

本地域は、水田に加えて日本梨の生産も盛んな平坦地と、牧草地帯が広がる丘陵地を有している。水田比率の高い平坦地では、農業生産基盤の整備も進み、高能率機械の導入等による生産体制を確立し、農用地の利用集積を推進している。また、「なし街道」としても知られる本地域は、日本梨の振興を図るため既存果樹園との団地化を進めるとともに、水田の畑地利用を進めている。丘陵地においては、地形的な特徴を生かした魅力的な景観形成を目指し、牧草団地を育成する。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 黒羽地域

(1) 現状

本地域は、農業基盤整備率の高い平坦地と、作業効率の悪い中山間地域が混在している。平坦地においては果樹の生産も盛んであり、既存果樹園の団地化や水田の畑地利用を進めている。

中山間地域においては、基盤整備が実施され区画が整えられた水田地帯と、基盤整備が未実施で小区画の水田地帯に明確に分かれている。排水条件が悪く水稲単作となり、農業経営が圧迫されている農家については、集落営農や利用組合等への農地利用集積や、新規需用米の団地化などの推進が、今後も求められる。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大田原区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同第2号、同第3号に掲げる事業
②	湯津上区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同第2号、同第3号に掲げる事業
③	黒羽区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同第2号、同第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 法指定地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(1)から(3)で指定された地域

両郷地区、須賀川地区、黒羽地区、川西地区、湯津上地区

(イ) 特認地域（栃木県知事が地域の実態に応じて指定する地域）

佐久山地区、野崎地区、金田地区、親園地区

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 大田原市長の判断によるもの

田1/50以上1/20未満、畑8度以上15度未満の緩傾斜農用地を対象とする。

ただし、特認地域については、急傾斜農用地と連担して一団のまとまりを構成していること。

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、人・農地プランの地域の中心となる経営体として定められた者など地域の実情に合わせて市長が認める者とする。

（3）その他必要な事項

特になし